

[収集運搬用] 産業廃棄物処理委託契約書(案)

令和 年 月 日

排出事業者（甲）

住所 大和高田市大字大中98番地4

氏名 大和高田市
大和高田市長 堀内大造 印

収集運搬業者（乙）

住所

氏名 印

乙の事業範囲

収集運搬業許可番号
(積込み場所) (荷下ろし場所)
(許可都道府県政令市名) () ()

許可品目（積込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする）

<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> ゴムくず
<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			<input type="checkbox"/> 鉋さい	<input type="checkbox"/> がれき類	<input type="checkbox"/> ばいじん
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体	
<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物を含む		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む		
		<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等を含む				
<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物()						

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と収集運搬業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（法令の遵守）

第1条 甲及び乙は、廃棄物の収集運搬業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第2条 乙の事業範囲は前記のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」とおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、甲の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

- 3 甲は、本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表2に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（収集運搬料金及び支払い）

第4条 甲の委託する廃棄物の収集運搬業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1の契約単価に基づき算出する。

- 2 委託料の支払いについては、令和8年 月 日付で締結した「業務委託契約書（旧大和高田市勤労青少年ホーム什器等廃棄業務）」に定めるところによる。

（委託内容）

第5条 乙は、甲から委託された第3条の廃棄物を、甲の指定する別表1に記載する処分業者（以下「丙」という。）の事業場に搬入する。

（マニフェスト）

第6条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。

- 2 乙は、廃棄物の収集を行うときは、甲の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。
- 3 乙は、廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェストに必要事項を記載し、B1（収集運搬業者保管）票とB2（運搬終了）票を除いて、丙に回付する。
- 4 乙は、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票及び丙から送付されるC2（処分終了）票を5年間保存する。
- 5 甲は、乙から送付されたB2（運搬終了）票を、A（排出事業者保管）票及び丙から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票とともに5年間保存する。

（契約期間及び保存）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和8年7月31日までとする。

- 2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（義務と責任）

第8条 甲は、乙から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、収集運搬を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、丙の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 3 乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2（運搬終了）票をもって代えることができる。

（業務の調査等）

第9条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、乙の車両が故障した場合等真にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

（積替保管）

第11条 乙は、甲から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

（内容の変更）

第12条 甲及び乙は、契約期間及び予定数量の変更等がある場合は、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、この契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3 前2項の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 乙が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、甲は、乙から業務を受託した者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。甲は、当該廃棄物の処理完了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく甲の債務の相当額との相殺を求めることができる。

(2) 甲の義務違反により乙が契約を解除する場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

4 乙は、甲が第3条及び第8条1項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(協議)

第15条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1 (第3条、第4条、第5条関係)

排出 事業場 番号	排出事業場名称	排出事業場所在地及び連絡先				
1						
2						
3						
排出 事業場 番号	廃棄物の種類	契約単価 (円)	予定数量 (日・週・月・年)	運搬先の事業場		
				氏名・名称及び 許可番号	所在地	処分方法
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
		/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
契約期間中の 合計予定金額		円 契約期間は第7条記載のとおり				
備考						

